

中讃東圏域地域生活支援拠点等事業 (坂出市・宇多津町・綾川町)

「地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための
都道府県ブロック会議」

日時:平成30年12月19日(水)

場所:かがわ総合リハビリテーションセンター第1研修室



坂出市公認キャラクター さかいでまる



宇多津町イメージキャラクター うーみん



かんちゃん

あゆちゃん

綾川町子育てイメージキャラクター

1 中讃東圏域地域自立支援協議会の概要

- ・坂出市、宇多津町、綾川町の1市2町を圏域とする協議会
- ・1市2町の人口や障がい者の状況(平成30年3月31日現在)

	人口 (H30.4.1住基)	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健 福祉手帳
坂出市	53,592人	2,400人	418人	378人
宇多津町	18,427人	539人	124人	111人
綾川町	24,389人	1,148人	220人	117人

地域の福祉や障がい者の支援などで悩んだら電話してください。
相談支援専門員や行政の福祉担当が相談をお伺いします。

相談支援事業所		電話番号
坂 出 市	中讃地域生活支援センター	0877-56-3200
	障害者生活支援センター ピア	0877-56-3070
	相談支援事業所 わかたけ	0877-59-0582
	あいうえお相談支援事業所	0877-85-6102
	相談支援センター fine(ファイン)	0877-48-3400
	相談支援事業所 楽笑	0877-44-6778
	かけはし	0877-57-3170
綾 川 町	相談支援センター さくら木	087-876-1565
	相談支援事業所 わんすてっぷ	087-876-4221
	相談支援事業所 明日に架ける橋	087-876-6025
宇 多 津 町	香川県ふじみ園相談支援センター	0877-98-3163
行政機関		電話番号
坂出市ふくし課		0877-44-5007
綾川町健康福祉課		087-876-1113
宇多津町保健福祉課		0877-49-8003

中讃東圏域 自立支援協議会



発行 H30 年 中讃東圏域自立支援協議会事務局

あなたの悩みをこうして地域のみんなも考えてくれます。

1人で悩んでいませんか？

そろそろグループホームから出て、アパートで1人暮らしがしたいと思うけど、どうしたらいいのかな？



私（達）のこの悩み、誰に相談したらいいのかわからない。どこに相談したら解決してくれるの？



私はどんなサービスが受けられるの？
この地域のサービスって何があるの？



地域の相談支援員に
いつでも
相談してください



解決しない問題や地域の課題を取りあげます

自立支援協議会

関係機関のネットワーク

* 運営部会

各部会の報告を集め、よりよい方法を考えています。



* 日中活動部会

主に、生活介護・就労・デイ等の日中活動の事業所から出るさまざまな悩みや問題を考えています。

* 居宅支援部会

障がいのある方の居宅での生活や社会参加についての悩みや問題を考えています。また、医療的なケアが必要な障がい児の支援も考えています。

* 地域包括ケア部会

障がいのある方が地域で安心して自分らしい生活ができるよう考えています。

* 就労支援部会

障がいのある方の一般就労をすすめるための話し合いをしています。

2 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

- ・平成27年度より中讃東地域自立支援協議会にて協議を開始、平成28年12月より同協議会内にプロジェクト会を設置。
- ・坂出市、宇多津町、綾川町の1市2町から構成される中讃東圏域では、実施主体の市町行政や圏域内の障がい福祉事業所等が互いに機能を分担・協力し合い面的な体制を持って、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援の提供を行っていくこととする。
- ・平成29年6月に圏域内の障がい福祉事業所に対し説明会を開催し、緊急時受入について協力依頼。(55事業所中、30事業所出席)

2 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

- ・説明会終了後、平成29年9月、圏域内の障がい福祉事業所に対し、緊急時受入の協力可否についてアンケート調査を行い、平成29年10月以降、協力可能である事業所と順次、契約等を行った。(平成30年10月1日時点 37事業所)
- ・平成29年10月1日より地域生活支援拠点等事業を開始。
- ・圏域内の1社会福祉法人へ委託し、コーディネーターを配置し、緊急時受入の調整役や地域生活支援拠点等事業の整備促進を担う。

3 各必要な機能の具体的な内容

相談

- ・圏域内の行政や相談支援事業所が主な窓口となる。圏域内にコーディネーターを配置し、夜間等24時間の相談や緊急時受入対応が可能となる体制を整備。

体験の機会・場

- ・地域移行支援や共同生活援助の体験入所、短期入所等を利用し、体験の場とする。

3 各必要な機能の具体的な内容

緊急時の受入れ・対応

- ・圏域内の障がい福祉事業所37か所(平成30年10月1日時点)にて、短期入所等を活用した常時の緊急時受入体制を確保。コーディネーターが協力事業所の空き情報を収集し、調整を行う。
- ・コーディネーターが、対象者のアセスメント票や受入れの際の支援計画を作成し、調整を行う。
- ・障がい児者の主たる介護者若しくは親族が死亡、急病若しくは怪我の場合、または災害に罹災した場合若しくは虐待が認められる場合、障がい福祉事業所等における緊急時受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

3 各必要な機能の具体的な内容

専門的人材の確保・養成

- ・医療的ケアが必要な者や行動障がいをもつ者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成に努めていく。

地域の体制づくり

- ・コーディネーターを配置し、中讃東圏域地域自立支援協議会を中心に各関係機関との連携を図りながら、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

4 地域生活支援拠点等のイメージ図

相 談 窓 口

中讃東圏域地域生活支援拠点等
事業コーディネーター

社会福祉法人若竹会 相談支援事業所 わかたけ

〒762-0021 坂出市川津町 1826-19

T E L : 0877-59-0582

開所日時：月～土曜日 8：30～17：30

休 日：日曜日、祝日、年末年始

※緊急時相談は24時間対応しています。

行 政 機 関

電話番号

坂出市 ふくし課 0877-44-5007

綾川町 健康福祉課 087-876-1113

宇多津町 保健福祉課 0877-49-8003

中讃東圏域
地域生活支援拠点等事業



地域生活支援拠点等事業とは、障がい児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、地域で安心した生活が送れるように様々な機関が協力し合い、障がい児者を切れ目なく地域で支え合える体制づくりです。

地域生活支援拠点等事業ってどんなことをしているの？



① 相談支援

障がい者福祉に関わることで困ったことがあれば、いつでも相談ができます。お近くの相談支援事業所や行政窓口、自立支援協議会等に対応してくれます。

② 緊急時支援

介護者に急病、死亡、怪我の場合、障がい児者が災害に罹災、虐待等の緊急時が発生し支援が必要となる場合、障がい児者の安全な受け入れ先の確保を行います。

※ショートステイを日頃から利用することで緊急時に備えることができますよ。緊急になる前に相談支援事業所に相談してね。



③ 体験の機会・場の提供

グループホームや一人暮らしの機会等のスムーズな体験利用ができるように相談します。

④ 専門的人材育成の確保・養成

どのような障がいをお持ちの方でも、お住まいの地域で安心した支援が受けられるよう支援者の専門性の確保、養成を行います。

⑤ 地域支援の体制づくり

上記の役割等、地域で切れ目のない支援が円滑に推進されるように調整します。「相談支援事業所わかたけ」はコーディネーターとして、自立支援協議会の運営や地域支援体制の整備を推進しています。



- ① 相談したいことが有るんだけどなあ…
- ② 親が入院して一人での生活は不安だなあ…
- ③ 1人暮らしができないかなあ…

行政

坂出市
綾川町
宇多津町

相談支援事業所
わかたけ
地域生活支援
拠点等事業

協力関係機関等

相談支援事業所
ショートステイ
グループホーム
施設入所
居宅介護事業所
就労支援事業
生活介護事業所
児童デイサービス
医療機関

連携

連携

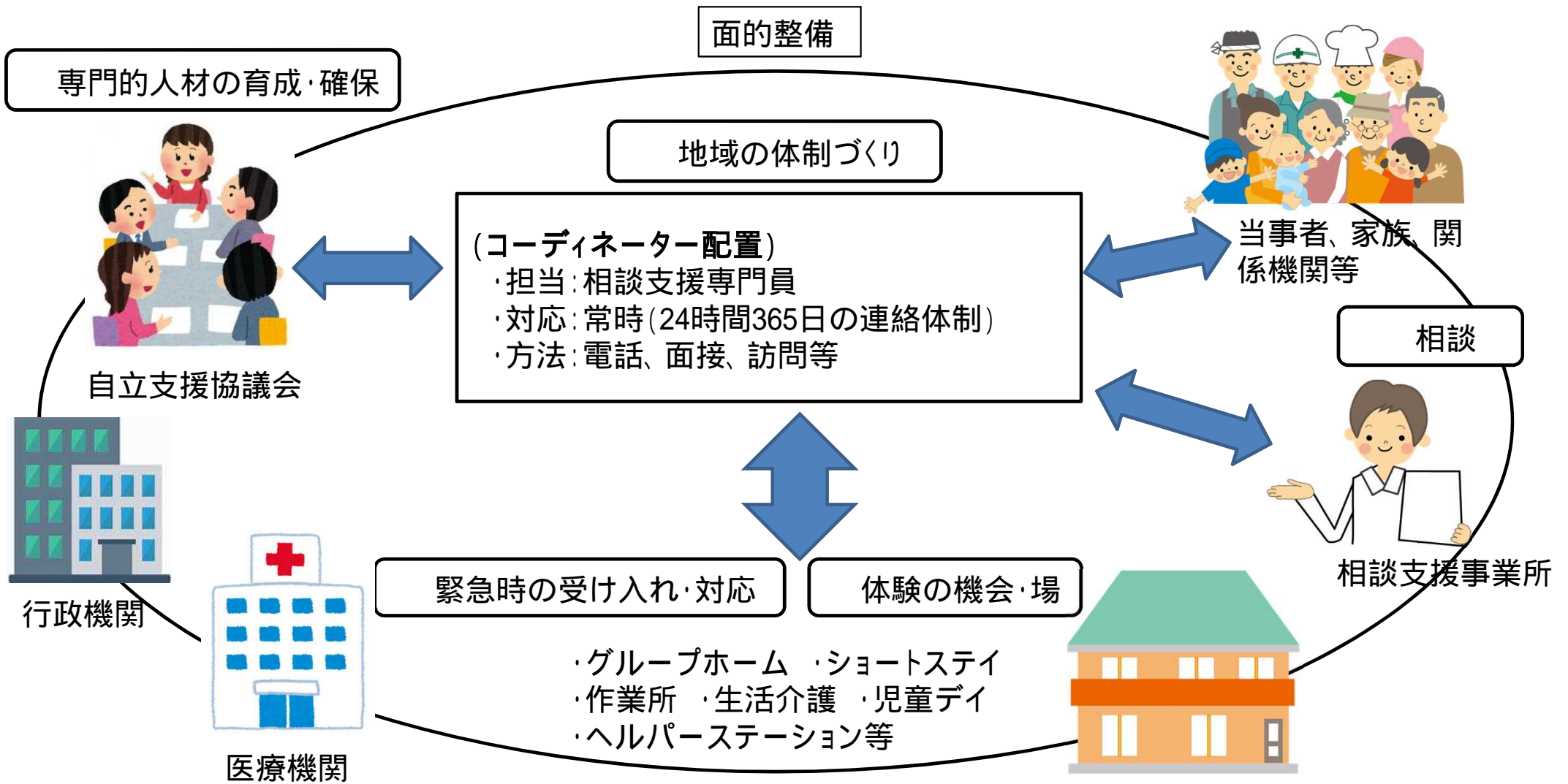
協力体制

- ① 日常生活の困り事など相談対応します。
- ② 緊急時には受け入れ先を調整します。
- ③ 必要に応じて他機関の紹介や調整を行います。



中讃東圏域地域生活支援拠点等のイメージ図

機能： 相談 体験の機会・場 緊急時の受け入れ・対応 専門的人材の確保・養成 地域の体制づくり



5 地域生活支援拠点等における支援の事例

(事例1 緊急時)

対象者 20代男性 知的障がい 障がい支援区分なし

経緯 同居家族が精神疾患を発症し、就労先の同僚宅に泊まらせてもらう状態が続いていた。

対応 短期入所施設の空き部屋にて緊急時対応(主たる介護者や親族の急病)として受入れ。

その後 同居家族が精神疾患にて精神科病院に入院となり、自宅に戻れることとなる。

5 地域生活支援拠点等における支援の事例

(事例2 緊急時)

- 対象者 60代女性 精神疾患 介護保険利用有 障がい支援区分なし
- 経緯 豪雨により自宅玄関先に山から大量の雨水が流れ込む。自宅が老朽化により、台風などの暴風や大雨により倒壊の危険性があった。短期入所(介護保険)での対応を検討していたが、空き部屋が無かった。
- 対応 小規模多機能型施設の空き部屋にて緊急時対応(災害に罹災)として受入れ。
- その後 本人の意向と自宅倒壊の危険性高いことから、老人施設へ入所となる。

6 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

・緊急時の対応では、初めてのケースが想定されるため、関係機関における連携しやすい体制づくりが必要である。

・拠点等における必要な5つの機能のうち、相談、緊急時受入・対応の確保を優先課題として整備した。今後は、地域の実情や課題等を把握しながら、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの充実を図っていく。